

申請の流れについて

①求職登録
貸付申請

②就職
活動

③就労先
決定(※)

④就職(内定・決
定)証明書」の提出

⑤送金

※就労先決定後にも、要件を満たす場合には貸付申請を行うことができます。

申請方法について

- ◎介護職員として就労するまでの間(※)に、福祉マンパワーセンター・高崎市福祉人材バンク・太田市福祉人材バンクのいずれかで求職登録を行い、福祉人材センターへ貸付申請に必要な書類を提出してください
◎書類の審査を行い、貸付決定となった方は貸付契約を行います



- ◎就労先の決定後、「就職(内定・決定)証明書」を提出してください



- ◎書類の審査を行い、就労が確認できたら送金を行います

- ※ 令和3年度に限り、令和3年4月から令和3年10月に既に就労している方についても対象となります(申請期限：令和4年3月31日)
なお、申請には上記同様求職登録が必要となりますので、申請時に行ってください

申請に必要な書類

- ・介護分野就職支援金貸付申請書
- ・研修修了証の写し
- ・身上調書
- ・求職登録を行ったことを証する書類
- ・住民票
- ・個人情報の取扱同意書
- ・介護分野就職支援金利用計画書
- ・連帯保証人についての書類

※申請書類は群馬県社会福祉協議会のホームページにも掲載しています。

お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会 福祉人材センター
〒371-8525 前橋市新前橋町13-12
群馬県社会福祉総合センター6階
TEL：027-226-5411 / FAX：027-255-6040

※ 利用条件等詳細については、上記お問い合わせ先にご確認ください。